



2026 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社リーガルコーポレーション
代 表 者 代表取締役社長 青野 元一
(コード番号：7938 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 コーポレート戦略本部管掌 白崎 裕公
(TEL. 047-304-7081)

決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 6 月 23 日開催予定の第 194 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年としておりますが、近年の地球温暖化に伴う暖冬・猛暑の長期化等による革靴の消費サイクル変化への対応、および需要期における棚卸・決算業務の負荷軽減等、業務効率・経営効率の向上を図るため、これを毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日

変更後：毎年 2 月末日

決算期変更の経過期間となる第 195 期は 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 2 月末日までの 11 か月間となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 (略) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 (新設)	第 3 章 株主総会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>5月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 (略) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。 附則 第1条 <u>第39条(事業年度)の規定にかかわらず、2026年4月1日から始まる第195期事業年度は、2027年2月末日までの11か月間とする。なお、本附則は、第195期事業年度経過後は、これを削除する。</u> 第2条 <u>第41条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2026年4月1日から始まる第195期事業年度の中間配当の基準日は、2026年9月30日とする。なお、本附則は、第195期事業年度経過後は、これを削除する。</u>

4.日程

定款変更のための株主総会開催日：2026年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日：2026年6月23日(予定)

以上